

子母発0808第1号
令和元年8月8日

都道府県
各指定都市 母子保健主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

児童福祉法第22条の規定に基づく助産の円滑な実施について

平素より、母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」といいます。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦（以下「対象妊産婦」といいます。）から申込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならないこととされています（以下「助産制度」といいます。）。

助産制度については、その活用が、児童福祉法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」といいます。）等への養育の支援の面で有効であるものと考えられます。このため、助産の実施が必要な妊産婦に対し、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう、下記の通り、特段の御配慮をお願いします。併せて、都道府県におかれましては、本通知について、管内市町村への周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。

記

1 助産制度の周知について

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第22条第6項の規定により、都道府県等は、助産の実施を行う必要があると認められる妊産婦に対して、助産の実施の申

し込みを勧奨することとされています。しかし、妊娠等に関する相談窓口の担当者が助産制度について十分に認識していないこと等により、対象妊産婦への勧奨が円滑になされていない状況があります。このため、女性健康支援センターその他の管内の妊娠等に関する相談窓口、関係機関及び団体等に対し、改めて助産制度に関する周知を徹底し、対象妊産婦に対する十分な勧奨が実施されるようお願いします。

2 徴収金基準額について

(1) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成 11 年 4 月 30 日厚生省事務次官通知)において、「真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合であっても」助産の対象として差し支えないこととされています。

この点、助産制度を活用しようとする妊産婦が特定妊婦である場合には、この「真にやむを得ない特別な理由があるとき」に該当するものと解して差し支えありません。

(2) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について(平成 11 年 4 月 30 日厚生省児童家庭局長通知)において、妊産婦の属する世帯の課税階級区分の認定について、その妊産婦と同一世帯に属して生計を一つにしているすべての扶養義務者の課税額の合計額により行うものとされています。

この「生計を一つにしている扶養義務者」の範囲について、住民基本台帳上、妊産婦と「同一世帯に属して生計を一つにしている」者がおり、当該者が妊産婦の扶養義務者に当たる場合であっても、当該者が当該妊産婦へ虐待を行っている等、当該妊産婦が当該者から支援を受けることが困難であると認められる場合等においては、当該者は「同一世帯に属して生計を一つにしている」扶養義務者に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

3 各関係機関の連携について

都道府県等におかれましては、対象妊産婦について、助産の実施のほか、産前産後に保護・支援が必要となった場合は、各関係機関と連携するとともに、母子生活支援施設や婦人保護施設の活用等必要な対応を検討されるようお願いします。